

千曲市監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和元年10月30日

千曲市監査委員 飯 島 仁 一

同 小 山 嘉 一

措置の通知書

平成 30 年度決算審査（平成 30 年 7 月 30 日監第 13 号）分

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>1 共通事項</p> <p>(1) 財政健全化への取り組み</p>	<p>①普通交付税等の合併算定替の特例措置が平成 30 年度に終了すること。</p> <p>②人口減少や少子高齢化の進展に伴い税の減収や医療及び福祉にかかる費用が年々増加していくこと。</p> <p>③公共インフラ設備等の更新費用が増加していくこと。</p> <p>④新たな行政需要に対応する経費等が見込まれること。</p> <p>以上のことから、当市の財政状況は今後、一層厳しいものとなることが予想される。</p> <p>・そこで、行政改革特別対策プランに計上されている項目で、後期 5 か年計画の残期間である 30 年度から 31 年度の 2 か年での実現可能性をヒアリングしたところ、大半が相手方等の理由で困難な情勢にあることが判明した。</p> <p>・よって、これら状況を踏まえ、既存の補助金に関しては、内部留保資金や繰越金の多く抱えている団体や利用率の低い補助金については削減するとともに新設する補助金にあっては、スクラップアンドビルド方式の採用や終期の設定等についても検討していく必要がある。</p> <p>・更に、公共施設等の使用料、手数料等を全面的に見直し、31 年度に引き上げが予定されている消費税も勘案しながら適正な水準を確保する必要がある。</p>	<p>・行政改革特別対策プランについては、自主的な取組による削減に取り組み、平成 30 年度末の進捗率が 85% となった。計画期間があと 1 年となり、相手方の理由等で実施困難な項目が多いが、交渉を進め着実に実施するよう依頼した。</p> <p>・補助金等については、平成 31 年度予算編成時に、該当する全課に対し負担金・補助金等の必要性について全件検証を依頼し「負担金・補助金等検討結果一覧表」の提出を求めた。結果、2 件計 125 千円の削減が図られた。</p> <p>・公共施設等の使用料等については、「公共施設利用者負担基準」に基づき、該当する公共施設について、コスト計算、近隣・類似市の類似施設の調査・検証等を行い、現行の公共施設使用料等の全面的な見直しに着手し、令和元年 10 月 1 日を改定日として、関係条例を改正した。</p> <p>(財政課)</p>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 公金の収納管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の決算審査の際、公金は収納後、速やかに金融機関等に払い込むよう改善を求めていたが、指摘後6か月経過し会計課からも注意文書が発せられたにもかかわらず、30年度以降も改善せず、収納後2週間から1か月若しくは一定金額(20万円)に達するまで手元に保管している部署が見受けられた。(高齢福祉課、森將軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館、上山田文化会館、アートまちかど、屋代公民館、稲荷山公民館、戸倉創造館) ・ 本件取扱いは千曲市財務規則第38条(注)違反であり、長期間容認してきたことははなはだ遺憾であり、職員の公金に対する意識が著しく欠如し、かつ、出納員(各課長)も確認指導を怠り、チェック体制が全く機能していないと言わざるを得ず、組織の問題として憂慮すべき事態である。 <p>(注)千曲市財務規則 第38条 会計管理者等又は現金取扱員は、納入義務者から現金を直接収納したときは、現金領収書を納入義務者に交付し、現金払込書にその現金等を添えて速やかに指定金融機関等に払い込むとともに、その旨を現金取扱簿に記載しなければならない。 - 以下略 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公金を長期間保管していることにより、結果として、私的流用や盗難事故の発生につながっているケースも近隣の地方公共団体で生じており、これらリスク回避のためにも早急に改善を求めるものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の取扱いについて、適切に行うよう職員に対し通知したが、その後、各課に現状調査をし、その結果により改善させる部署には是正するよう口頭で伝えた。 ・ また、「千曲市公金収納取扱事務要領」を作成し、周知徹底を図った。 ・ さらに公金管理委員会においても、実情を把握するとともに、適宜、検査や職員研修などを行う予定である。 <p>(会計課)</p>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、公金管理委員会においても適宜フォローアップするとともに早期に収入金取扱要領を制定し、研修等を通じ職員に周知徹底を図りたい。 	
<p>2 個別事項</p> <p>(3) 教育委員会事務の点検及び評価報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を実施し公表している。 ・点検及び評価に当たっては、同法第 26 条第 2 項で教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。 しかしながら、市が行う行政評価及び総合評価結果を活用するため、現行の行政評価等外部委員は教育に関し、学識経験を有する者は 1 人しかいないことから全項目は評価できないとして主要施策の大半が外部評価対象外となっており、結果として当該評価は客観性が担保されていない報告書になっている。 ・更に、報告書が前々年度のものを対象にしているため、PDCAサイクルによる事業の進捗管理、改善、見直しのツールとして活用しにくいものとなっている。 ・よって、今後は、外部評価の在り方を検討するとともに報告対象を前年度分に前倒し、報告書内容の更なる簡素化を図りながら、職員の評価事務の負担を一層軽減させる必要がある。 	<p>平成 30 年度から、対象年度の翌年度に評価を実施することとしました。(平成 30 年度は平成 29 年度実績を評価し、12 月議会定例会に合わせて議会へ報告)</p> <p>平成 30 年度実績の評価から「千曲市教育審議会」(委員 8 名)に外部評価を依頼することとします。 (教育総務課)</p>